

丹波篠山市制限付一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び丹波篠山市財務規則（平成11年篠山市規則第40号。以下「規則」という。）の規定に基づき、丹波篠山市が発注する建設工事の請負契約に当たり、一定の資格を定めて行う制限付き一般競争入札について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、制限付一般競争入札とは、丹波篠山市発注の建設工事ごとに入札参加者の資格を定め、資格を有する参加希望者全員が参加する入札をいう。

(適用範囲)

第3条 制限付一般競争入札の適用対象とする工事は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第2条第1項に規定する建設工事のうち、原則として予定価格250万円以上の工事とする。ただし、制限付一般競争入札に係る手続により難しい場合は、対象事業者を全者指名し競争入札を行う。

(入札の公告)

第4条 契約担当者（規則第2条第6号に規定する契約担当者を言う。以下同じ。）が、制限付一般競争入札を実施するときは、政令第167条の6及び規則第73条の規定に基づき、次に掲げる事項について入札の公告（以下「公告」という。）を行う。

- (1) 入札に付する事項
 - (2) 入札参加資格
 - (3) 入札手続等
 - (4) その他特に必要な事項
- 2 契約担当者は、入札期日の前日から起算して少なくとも15日前までに、掲示その他の方法により公告を行う。ただし、緊急やむを得ない理由があるとき又は工事規模により10日まで短縮することができる。
- 3 公告の写しは、総務部において閲覧に供する。
- 4 閲覧の期間は、公告の日から入札執行の前日（前日が土日祝日に当たるときは土日祝日の前日とする。以下同じ）までとする。

(入札参加資格)

第5条 制限付一般競争入札に参加することのできる資格（以下「入札参加資格」という。）は次に掲げるいずれの要因も満たす者とする。

- (1) 本市の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登載された者
 - (2) 法人税又は所得税、固定資産税及び法人市民税又は市県民税を滞納していない者
 - (3) 政令第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しない者であること。
 - (4) 本市の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込期限日（確認基準日）及び当該建設工事の入札日に受けていない者であること。
 - (5) 業法第26条の規定による対象建設工事の主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。
 - (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (7) 業法第2条第1項に規定する建設工事の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「経審」という。）が本契約締結（予定）日に有効であり、その経審の総合評定値（以下「評定値」という。）が、一定の範囲内にあるもの
 - (8) 当該建設工事に係る設計業務等の受託者でない者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない建設業者であること。
 - (9) その他個別の工事において、市長が必要と認める資格を有する者であること。
- 2 特別建設共同企業体による当該建設工事の入札に参加することができる資格は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。
- (1) 特別建設共同企業体の構成員の資格要件
前項に規定する事項に該当する者であること。

ただし、代表者以外の構成員については、前項第7号に定める評定値を代表者より低く設定できる。

(2) 特別建設共同企業体の資格要件

① 構成員（経常企業体は含まない。）数は、原則として2者とし、その出資比率は各々30%以上であること。なお、3者とする場合の出資比率は各々20%以上であること。

② 特別建設共同企業体の結成方法は、自主結成とし、当該建設工事の他の特別建設共同企業体の構成員、又は単独企業との混合入札における単独企業を兼ねることはできない。

3 経常建設共同企業体による当該建設工事の入札に参加することができる資格は、次のとおりとする。

(1) 経常建設共同企業体は単独企業と同じ扱いをする。

(2) 経常建設共同企業体の構成員は、同一の工事で各々が別の特別建設共同企業体を結成する事をしてはならない。

(入札参加資格の設定)

第6条 契約担当者は、建設工事の発注に当たり、前条に規定する入札参加資格を設定しようとする時は、建設工事の所管部署と協議の上、入札参加資格を設定する。ただし、丹波篠山市入札参加者審査会（以下「審査会」という。）規程第3条に規定する契約予定金額以上の建設工事については、審査会の決定による。

2 前条の入札参加資格を設定するにあたっては、次の事項を留意しなければならない。

(1) 業法第26条第2項に該当する可能性があるときは、業法第27条の18の規定による建設工事の監理技術者資格者証を有するものとする。ただし、特別建設共同企業体のその他構成員については、この限りではない。

(2) 前条第1項第7号の経審評定値の水準は、工事の規模、技術的特性等を勘案し、建設業者の施工能力及び工事の質を確保する観点から必要なものでなくてはならない。

また、特別建設共同企業体の代表者以外の構成員に係る評定値の水準は、特別建設共同企業体として効果的な共同施工のための必要な施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表者に係る評定値に比べて低く設定することができる。

(入札参加の申込み)

第7条 契約担当者は、次の各号に従い、入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出させる。電子入札については、兵庫県電子入札共同運営システムで、直接入札については、原則として持参により提出させる。また、入札参加資格の確認に係る提出資料（以下「資料」という。）については、電子入札直接入札に関わらず、原則として持参により提出させる。

(1) 申込書又は資料は、公告の様式により作成させること。

(2) 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び資料の差し替え又は再提出は認めないこと。ただし、特別建設共同企業体を含む入札については、入札参加申込締切後、特別建設共同企業体の構成員の一部が会社更生法に基づく更正手続開始の申立て等を行ったこと又は本市から指名停止を受けた事によりその企業体の構成員の資格を失ったとき、更に何らかの理由により構成員の一部が入札参加を辞退した時は、入札の4日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までは、その企業体の残存構成員が資格を失った等の構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別建設共同企業体を結成し、再度の入札参加の申込みをすることを認める。また、混合入札の場合、残存構成員のみで入札参加資格を充たしておれば、入札前日まで単独企業への変更を認める。

(3) 申込書及び資料の作成と提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とすること。

(4) 提出された申込書及び資料は、入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しないこと。

(5) 提出された申込書及び資料は、返却しないこと。

2 契約担当者は、申込書及び資料の提出期限は、原則として公告した日の翌日から起算して、少なくとも7日間を確保する。

3 入札参加希望者は、公告に示された申込書（様式第2号）（事前審査型の制限付一般競争入札については、入札参加資格に係る資料（以下「資料」という。）を含む。）を受理されたことにより、当該工事の入札に参加することができる。

4 契約担当者は、事前審査型の制限付一般競争入札については、入札参加希望者の申込書及び資料等を審査し、資格等に不備がなければ受理しなければならない。事後審査型の制限付一般競争入札については、入札参加希望者の申込書を審査し、申込書に不備がなければ受理しなければならない。

5 契約担当者は、入札参加希望者の申込書及び資格等に不備があるときは、その理由を述べて、申込者に返却するものとする。

6 契約担当者は、入札参加希望者の申込書及び資格等に疑義が生じたときは、受理を保留し、受理について審

査会の審議を経なければならない。

- 7 入札参加希望者は、契約担当者から申込書及び資格等に不備がある（入札参加資格がない）と指摘され、不受理となった事項について、審査会に審査請求をすることができる。
- 8 審査会の審査において受理の決定があったときは、申込書を受領し、入札参加希望者に連絡しなければならない。一方、不受理の決定があった場合は、入札参加希望者に対し文書（様式第7号）にて回答する。このとき、申込書は返却しなくてもよいものとする。
- 9 契約担当者は、入札執行が終了するまでは、入札参加申込者数及び入札参加申込者名については、公表してはならない。
- 10 申込者が申込みをした事について、入札執行終了までに公表する事を禁止する。
- 11 契約担当者は、第1項及び第2項に規定する事項を公告する。

（入札参加資格の確認に係る提出資料）

第8条 契約担当者は、入札参加資格を確認するため、事前審査型の制限付一般競争入札については、入札参加申込者に、また、事後審査型の制限付一般競争入札については、落札候補者に次に掲げる資料を提出させる。

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書（様式第2号）
- (2) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査型の場合）（様式第2号の2）
- (3) 入札参加資格要件として同種又は類似の工事の施工実績を求めている場合、同種又は類似の工事の施工実績調書（様式第3号）
- (4) 配置予定技術者の資格及び工事経験調書（様式第4号）
- (5) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係調書（様式第5号）
- (6) 経審の写し
- (7) 一般・特定建設業の許可証の写し
- (8) 当該工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し
- (9) 特別建設共同企業体結成申請書（特別建設共同企業体を対象とする場合）
- (10) その他契約担当者が必要と認める資料

（仕様書、設計書及び図面の交付）

第9条 契約担当者は、公告の日以降、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）を閲覧に付し、交付する。

- 2 交付方法は、公告する。
- 3 申込み受理保留の入札参加希望者が設計図書の交付を希望したときは、設計図書を交付する。ただし、審査会で不受理が決定しても、交付に要した費用は返還しない。

（設計図書等に対する質問）

第10条 契約担当者は、必要があると認めるときは、設計図書等に対する質問を受け付けることとし、原則として現場説明会は実施しない。

- 2 前項の質問は、書面（様式は任意）を持参又はファクシミリによるものとし、提出期限は原則として設計図書交付の日から、入札公告に定める日までとする。
- 3 質問に対する回答は、閲覧方式とし、質問書の提出の翌々日から入札執行の前日までとする。
- 4 前項の閲覧場所は、契約担当課又は兵庫県電子入札共同運営システムとする。

（入札の執行）

第11条 電子入札については、兵庫県電子入札共同運営システムにおいて入札を行うものとする。直接入札については、入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- 2 入札参加希望者がいないときは、入札を中止し、次回入札を指名競争入札に変更することができるものとする。
- 3 入札参加希望者が1名のときは、入札を中止し、政令第167条の2第1項第2号の規定により決定できるものとする。ただし、電子入札による場合は、入札を行う。
- 4 入札参加希望者が2名以上のとき、入札を行う。
- 5 入札回数は2回を限度とし、落札者が決定しない場合は、政令第167条の2第1項第8号の規定により決定できるものとする。
- 6 契約担当者は、第1回目の入札に際し、入札参加者に設計図書に示す工事費内訳書の様式による見積書の提出を求めることができる。

7 契約担当者は、開札にあたっては、電子入札を除き原則として入札参加者又はその代理人に立ち合わせて行わなければならない。

(入札の執行の取消し又は中止)

第12条 契約担当者は、不正があると認められるとき又はその理由により競争の実益がないと認められるときは、その入札の執行を取りやめることができる。

2 契約担当者は、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

3 契約担当者は、入札参加希望者が入札日までに反社会的行為を行ったときは、入札参加を取り消さなければならない。

(入札保証金及び契約保証金)

第13条 入札保証金は規則第74条の規定による。

契約保証金は規則第92条の規定による。

(無効とする入札)

第14条 契約担当者は、法令に違反した入札又は規則第80条に規定する入札及び申込書又は資料に虚偽の記載をした者の入札は、無効としなければならない。

2 契約担当者は、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。

(落札者の決定)

第15条 有効な入札を行った者のうち、最低価格を提示した者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、政令第167条の10第1項(低入札価格調査制度)に基づく入札を行い、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、丹波篠山市低入札価格調査制取扱要領に定める手続を進める。

3 契約担当者は、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者に対し、くじを引くことを辞退させてはならない。

4 談合等の疑いがある入札書がある時は、落札者の決定を保留し、契約審査会の決定によるものとする。

(入札結果の公表)

第16条 契約担当者は、開札後速やかに開札結果表を作成し、閲覧の方法により、総務部において公表する。

(入札までの日数)

第17条 契約担当者は、公告の日から入札を執行するまでの日数は、別添の一般競争入札の標準の日数に準じて設定する。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則 (旧要綱の廃止)

第19条 篠山市制限付一般競争入札実施要綱(平成13年6月1日施行)及び篠山市公募型指名競争入札実施要綱(平成13年6月1日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。